

シリーズ第4回(最終回) 将来の下水道に向けて

最新の技術開発の動向と今後の展望

下水は都市の資源

古来、わが国では限られた資源を最大限活用することを重んじてきました。現在、環境問題や資源の枯渇が叫ばれる中、もう一度この視点に立つて私たちの社会を考え直すことは有意義かと思えます。

このシリーズで取り上げた下水道は、最近貴重な資源の宝庫であると考えられるようになりまし。下水は人間の活動に伴って発生するさまざまな不要物を運んでいます。この中には、バイオマス(生物由来の有機性資源)や熱などが含まれています。これらの多くは捨てられています。近年の技術開発により有効利用が可能になってきています。

最終回となる今回は、下水道の資源を生かす技術の一端をご紹介します。

下水道の資源を生かす技術の例

①下水汚泥(おでい)のエネルギー化

市の下水は、小平市など周辺都市の下水と一緒に都の「清瀬水再生センター」で浄化されています。このセンターで発生する汚泥は、従来

4割削減しています。この他にも下水道には未利用の資源が豊富にあり、それらを活用する取り組みもまだまだ続いたばかりです。

将来の下水道に向けて

下水道についてのお話は今年が最終回となります。

これまでのシリーズでは、市の下水道事業の概要およびその財政状況と問題点、そして、これからの下水道事業や今号における最新の技術開発の動向について紹介してきましたが、「下水道」について多少でも興味を持っていただけたでしょうか。

市では23年6月に「湧水・清流保全都市宣言」を行いました。下水道はこの豊かな水環境の保全を将来に向けて継承していくために引き続き事業を展開していかなくてはなりません。特に市内では、古い下水道管は埋設されてから約50年近いものがあり、この老朽化した管の取り替え事業などの実施にこれから継続的に取り組んでいく予定です。

しかし、その財源は市民の皆様から頂いている下水道使用料が主であり、地方財政法上、特別会計である下水道事業はその使用料による健全な運営が今後一層求められています。今後の下水道事業について更なるご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは施設管理課下水道計画係 ☎470・7758へ。

東久留米市内の振り込め詐欺被害
▼被害件数 35件▼被害額 8,418万円 (11月21日現在)

放火は深夜から早朝にかけ多発しています

これから冬本番を迎え、空気が乾燥して火災が起こりやすい季節となります。火災の出火原因として最も多いのは放火(放火の疑いを含みます)で、この傾向は東久留米市においても同じです。東京消防管内で発生した放火火災全体のうち、建物関係が4割、紙製品や樹脂製品、ごみ捨て場に捨てられたくず類が6割を占めています。

放火火災を防ぐ対策の基本は日常の放火予防です。一人ひとりが、放火防止に努めるとともに、地域ぐるみ、町ぐるみで放火されない環境づくりに取り組みましょう。詳しくは東久留米消防署防火査察係 ☎471・0119または市防災防犯課 ☎470・7777 (内線2225) へ。

12月3日～9日は「障害者週間」です

障害のある方の暮らしについて
関心と理解を深めていただくようお願いいたします

毎年12月3日～9日の一週間は、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。

この「障害者週間」は、国民の間に関心と理解を深めるとともに、障害のある方が

「協力をお願いします」

生活のしづらさなどに関する調査

(全国在宅障害児・者等実態調査)

市では都からの委託を受け、12月上旬に「生活のしづらさ」などに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を実施します。

この調査は、厚生労働省にあたる障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まさない新たな法制度の実施などの検討を行う基礎資料を得るため、在宅の障害児・者(これ

市では都からの委託を受け、12月上旬に「生活のしづらさ」などに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を実施します。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

第3期障害福祉計画策定に関する懇談会を開催します

市では、障害者自立支援法第88条に基づき、第3期東久留米市障害福祉計画(24年度～26年度)の策定を予定しています(3年ごとに見直しを行っています)。

そこで、同計画の策定に当たり、当事者や市民の皆さんのご意見を盛り込むことができるよう、懇談会を開催します。

懇談会では、同計画の概要について説明を行います。ぜひご参加ください。

【日時】12月18日(日)午後1時～3時

【会場】市役所7階701会議室
当日直接会場へ。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています(障害者基本法第9条)。

私たちが、障害についての知識が足りなかったり、間違った認識を持っていると、障害のある方に対して誤解や偏見を持ってしまふことがあります。そして、その方の抱えている「生活のしづらさ」に対して、まだまだ理解できず

にすることが多いと言えます。障害のある方は、その障害の内容により、さまざまな「生活のしづらさ」を抱えて暮らしています。例えば、身体障害の方は街中の段差や階段などにより行動が制限されてしまったり、聴覚障害の方は音

声からの情報を得ることが困難であったりと、本人の努力だけでは問題の解決が難しいときがあります。また、心臓や腎臓などの内部障害の方や発達障害の方などは、外見からは分かりづらい障害のため、周りの方からの理解が得られずに苦労して生活していることがあります。しかし、それらの問題は私たちの理解や配慮によって改善される場合が多くあります。

また自分や家族が事故や病気などで、ある日突然、障害を抱えてしまうこともありま

す。事故や病気が原因で脳が損傷してしまうと、身体機能の障害だけではなく、脳の機能の一部に障害が起きてしま

い(高次脳機能障害、「話す」の制度です。

▼平成19年4月1日以後に離婚、事実婚関係を解消した場合など▼当事者間の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めたこと「3号分割制度」とは、次の条件を満たした場合に、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月以後の相手方の厚生年金の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割できる制度です。

▼平成20年4月1日以後に、離婚、事実婚関係を解消した場合など▼20年4月1日以後に、国民年金3号被保険者期間があること

※年金分割は、原則として離婚した日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



離婚時の厚生年金の分割

近年、離婚件数が増加している中、離婚後の夫婦の年金受給額には大きな開きがあるという問題が考えま

す。このような事情を考慮して、離婚などをしたときに、厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができ

る制度があります。この年金分割制度には「合意分割制度」「3号分割制度」の2種類があります。

「合意分割制度」とは、次の条件を満たした場合に、当事者からの請求により、厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができ

る制度です。

障害の理解について

「考える」「覚える」「集中する」などが難しくなり、その後の生活が一変してしまうことも少なくありません。障害を抱えて暮らすということは、私たちにとって身近な問題

「障害はだれにでも生じる身近なもの」
・事故や病気の後遺症として障害が残ることがある
・高齢により身体機能が低下したり、認知症になってしまうことがある
・職場などのストレスや過労から、鬱(うつ)にかかってしまうことがある、など

「障害は多種多様で、一律ではない」
・同じ障害でも、その程度により抱えている問題はさまざま
・障害が生じた時期により生活のしづらさは異なる、など

「外見から分からない障害もある」
・聴覚障害や心臓・腎臓などの内部障害
・精神障害や自閉症などの発達障害
・事故後の高次脳機能障害、など

「障害があっても周囲の理解や配慮により、できることも多い」
・まわりの見守りや支援により生活のしづらさが軽減される
・ゆっくりと時間をかければコミュニケーションがとれる
・職場の配慮や工夫により働くことができる、など

「考える」「覚える」「集中する」などが難しくなり、その後の生活が一変してしまうことも少なくありません。障害を抱えて暮らすということは、私たちにとって身近な問題

として捉えていく必要があるでしょう。

障害の有無にかかわらず誰もがお互いの個性を尊重し合いながら暮らしていける社会の実現のために、この機会に

障害のある方の暮らしについて関心と理解を深めていただくよう、お願いします。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

申し込みを受け付けます

24年度小・中学校給食用物資納入業者指名参加登録

市立学校給食用物資納入業者選定委員会は、24年度の業者指名参加登録を次の日程で受け付けます。

【受付時間】12月2日(金) 5時(正午)～午後1時(除く)

【受付場所】学務課窓口(市役所6階)

【注意】各小・中学校との直接契約は無くなっています。

指名参加登録を行わない場合、契約して納入することができません。

詳しくは同課保健給食係 ☎470・7779へ。



学校給食費の納め忘れはありませんか

小・中学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食材を購入し、衛生的な調理を行い、児童・生徒へ栄養バランスのとれた学校給食を提供しています。

学校給食費は、納め忘れがないよう、納入にご協力をお願いします。

なお、事情で納入が困難な場合には、在学する各小・中学校の校長または副校長、担任教師、栄養士(中学校は学務課内栄養士)へご相談ください。

詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。